

○令和五年文部科学省令第二十二号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十一条及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(感染症の種類) 第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。 一 「略」 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳^{せき}、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 三 「略」 2 「略」 （出席停止の期間の基準） 第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。 一 「略」 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ ト 「略」 チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過
改正前	(感染症の種類) 第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。 一 「同上」 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳^{せき}、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 三 「同上」 2 「同上」 （出席停止の期間の基準） 第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。 一 「同上」 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ ト 「同上」 「チを加える。」

三〇六 「略」 するまで。	三〇六 「同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。